第五十一条の二第一項中「連帯納付義務者が第三十四条第一項」を「連帯納付義務者が第三十四条第一項本文」に改め、同項第一号中「第三十四条第七項」を「第三十四条第六項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に、「同条第一項」を「同条第一項本文」に、「次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める期間」を「当該相続税の第三十三条の規定による納期限の翌日から納付基準日又は当該相続税を完納する日のいずれか早い日までの期間」に改め、同号イ及びロを削り、同項第二号を次のように改める。

二　前号の規定により納付すべき利子税の額は、納税義務者の未納の相続税額を基礎とし、同号の期間に、年七・三パーセントの割合を乗じて算出した金額とする。

第五十一条の二第一項第三号中「第三十四条第一項」を「第三十四条第一項本文」に改める。

第五十二条第二項中「受けた者が」の下に「第三十九条第三十二項又は第四十条第二項（第四十四条第二項又は第四十七条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による」を加え、同条第四項中「同条第二十六項」を「同条第二十九項」に改め、「までの期間」の下に「（同条第二十二項第一号（同条第二十九項又は第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する第三十九条第八項ただし書に規定する災害等延長期間又は同条第二十二項第二号（同条第二十九項又は第四十四条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める期間を除く。）」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第三十九条第二十二項又は第二十四項の規定の適用がある場合において延納の許可が同条第一項の申請書に記載された第一回に納付すべき分納税額の納期限後にされたときは、当該延納の許可を受けた者が当該延納の許可を受けた日までに当該申請書に記載された納期限が到来した分納税額に係る第一項の規定の適用については、当該申請書に記載された第一回に納付すべき分納税額の納期限前に延納の許可があつたものとして計算したところによる。

第五十三条第一項中「までの期間」の下に「（第四十二条第二十八項第一号の規定により読み替えて適用する同条第六項ただし書に規定する災害等延長期間又は同条第二十八項第二号に規定する政令で定める期間（以下この条において「災害等延長期間等」という。）を除く。）」を加え、同条第三項中「定める期間」の下に「（災害等延長期間等を除く。）」を加え、同条第四項中「各号に掲げる期間」の下に「（災害等延長期間等を除く。）」を加え、同項第二号ロ中「前条第二項第一号」を「第五十一条第二項第一号」に改め、同条第六項中「までの期間」の下に「（災害等延長期間等を除く。）」を加え、同条第七項中「期間につき」を「期間（災害等延長期間等を除く。以下この項において同じ。）につき」に改める。

（国税通則法の一部改正）

第五条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第二項中「一に該当する」を「いずれかに該当する」に改め、同条第六項中「差し押えた財産」を「差し押さえた財産（租税条約等（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第二条第二号（定義）に規定する租税条約等をいう。以下この項及び第六十三条第四項において同じ。）の規定に基づき当該租税条約等の相手国等（同法第二条第三号に規定する相手国等をいう。以下同じ。）に共助対象国税（同法第十一条の二第一項（国税の徴収の共助）に規定する共助対象国税をいう。以下この項及び第六十三条第五項において同じ。）の徴収の共助又は徴収のための財産の保全の共助を要請した場合における当該相手国等が当該共助対象国税について当該相手国等の法令に基づき差押えに相当する処分をした財産及び担保の提供を受けた財産を含む。）」に改め、同条第七項ただし書中「こえる」を「超える」に改める。

第六十三条第三項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第五項中「につき差押え」の下に「（租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等に共助対象国税の徴収の共助又は徴収のための財産の保全の共助を要請した場合における当該相手国等が当該共助対象国税について当該相手国等の法令に基づいて行う差押えに相当する処分を含む。以下この項において同じ。）」を、「相当する担保の提供」の下に「（租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等に共助対象国税の徴収の共助又は徴収のための財産の保全の共助を要請した場合における当該相手国等が当該共助対象国税について当該相手国等の法令に基づいて受ける担保の提供を含む。以下この項において同じ。）」を加え、同条第六項中「次の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に改め、同項第四号中「前各号の一に」を「前三号のいずれかに」に改める。

第七十四条の二第一項第一号ロ中「第二百二十八条の三」を「第二百二十八条の三の二」に改める。

第百二十六条中「（昭和四十四年法律第四十六号）」を削り、「国税の徴収」の下に「若しくは同法の規定に基づいて行う相手国等の租税の徴収」を加える。

（国税徴収法の一部改正）

第六条　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第百五十三条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「を執行すること」を「の執行及び租税条約等（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第二条第二号（定義）に規定する租税条約等をいう。）の規定に基づく当該租税条約等の相手国等（同条第三号に規定する相手国等をいう。）に対する共助対象国税（同法第十一条の二第一項（国税の徴収の共助）に規定する共助対象国税をいう。）の徴収の共助の要請による徴収（以下この項において「滞納処分の執行等」という。）をすること」に改め、同項第二号及び第三号中「を執行すること」を「の執行等をすること」に改め、同条第三項中「差し押えた」を「差し押さえた」に、「差押」を「差押え」に改める。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第七条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「租税情報交換協定」を「租税相互行政支援協定」に、「又は」を「若しくは」に改め、「提供すること」の下に「、租税の徴収の共助若しくは徴収のための財産の保全の共助をすること又は租税に関する文書の送達の共助をすること」を加える。

第二条の二第一項中「第十一条」を「第十一条の三」に改める。

第八条の二第五号中「通常用いる」を「通常用いるべき」に改める。

第九条第一項中「第十三条第一項第二号」を「第十三条第四項」に改める。

第十一条を次のように改める。

（相手国等の租税の徴収の共助）

第十一条　租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等から当該租税条約等に規定する租税債権（当該租税条約等の規定により徴収の共助又は徴収のための財産の保全の共助の対象となる当該相手国等の租税債権に限る。以下この条において「共助対象外国租税」という。）の徴収の共助又は共助対象外国租税の徴収のための財産の保全の共助の要請があつたときは、当該要請において特定された者（以下この条において「共助対象者」という。）の住所、居所、本店、支店、事務所その他これらに準ずるもの又は当該共助対象者に係る財産の所在地を所轄する国税局長（国税庁長官が必要と認めた場合には国税庁長官が指定する国税局長とし、これらの国税局長が必要と認めた場合にはその国税局長が指定する税務署長とする。以下この条において「所轄国税局長等」という。）は、次に掲げる場合を除き、当該要請に係る共助の実施の決定（以下この条において「共助実施決定」という。）をする。

一　当該共助対象者が、当該共助対象外国租税の存否又は額について、当該相手国等において争う機会を与えられていないと認められるとき。

二　当該共助を行うことが我が国の利益を害することとなるおそれがあると認められるとき。

三　当該共助対象外国租税に関する法令を執行する当局が当該共助対象外国租税を徴収するために通常用いるべき手段を用いなかつたと認められるとき。

四　破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百五十三条第一項、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第百七十八条第一項若しくは第二百三十五条第六項（同法第二百四十四条において準用する場合を含む。）、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二百四条第一項又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第百二十五条第一項若しくは第二百九十五条第一項の規定により、当該共助対象者が当該共助対象外国租税の全額についてその責任を免れているとき。